

はしかわ市長の だいすき!くさつ



プールと琵琶湖のある水のまち・草津

「インフロンティア草津アクアティクスセンター(草津市立プール)」が、いよいよ8月にオープンします。市民の皆様も心待ちにされているのではないのでしょうか。

新たに誕生する市立プールは、50mプールなどのプール施設はもろろのこと、多くの人が交流できるオープンスペースや、さまざまな教室が開催できるスタジオなどを兼ね備えた、市民誰もが使いやすい総合スポーツ施設です。この施設の完成により、大規模な水泳競技大会の開催や選手の競技力向上といったスポーツ環境の充実、スポーツによる健康づくりの推進を図るとともに、新たなぎわいの創出にもつながる施設として期待しています。

また、メインエントランスの横には、健康づくりのきっかけとなる健康シヨンもオープンします。健康ステーションには、身体部位

ごとの骨格筋量や脂肪量などを測定できる体組成計や、疲労度や老化度を示すといわれるAGES(エージーイー、体内糖化度)を測定できる機器などを設置する予定です。プール施設の利用に関わらず、誰でも無料で利用いただけます。さらに、スマートフォンをお持ちの方は、専用のアプリを使用すると、健康ステーションの血圧計・体組成計で測定したデータの記録を残すことが可能です。ぜひお越しいただき、皆様の日々の健康づくりに役立ててください。

草津市では、このプールの他にも、烏丸半島に民間事業者による人工サーフィン施設を核にした複合型観光集客施設の誘致を予定しており、令和10(2028)年春の開業をめざしています。ロクハ公園プールに加え、新たに市内に大きなプールが2つできることになり、草津市は「プールと琵琶湖のある水のまち」として、全国にも誇れる魅力あふれるまちづくりに取り組んでまいります。

地震ブレイカーの設置費用補助



震災時の火災被害の軽減や市民の防災力向上を図るため、各家庭に地震ブレイカーの設置費用の一部を補助します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

- 補助金額 2分の1(限度額2万円)
- 問 危機管理課(1階) ☎561-2325、FAX561-6852



忘れずに納めましょう

固定資産税・都市計画税(2期)
国民健康保険税(2期)
納期限(口座振替日)7月31日(水)

- ・コンビニやスマホ(一部税、納付書除く)、金融機関でも納付できます
- ・口座振替(自動払込)が便利で確実です!
- ・納期限を過ぎると延滞金が発生します

納付書を紛失したときはご連絡ください。再発行します。
問 納税課(1階) ☎561-2311、FAX561-2479

男女共同参画研修の参加費補助



男女共同参画に関する研修に必要な参加費や交通費、宿泊費の一部を補助します。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

- 補助率 2分の1(限度額1万円)
- 問 市内在住か通勤・通学をしていて、同補助を受けたことが2回以下の人
- 定 3人程度(先着順)
- 申 随時、担当課に直接か郵送で
- 申・問 男女共同参画センター(大路二、キラリエ草津5階) ☎565-1550、FAX565-1518

子ども食堂を応援します



市内で、子ども食堂として、食事の提供とともに、地域の人々がつながり合い、安心して過ごすことができる居場所づくりを継続的に行う運営者の活動を支援します。

- 申・問 社会福祉協議会(大路二、キラリエ草津4階) ☎562-0084、FAX566-0377
- 問 子ども家庭・若者課(さわやか保健センター2階) ☎561-6899、FAX561-6780

7月は「社会を明るくする運動」強調月間 ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

この運動がめざすこと
● 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
● 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

- 問 健康福祉政策課(2階) ☎561-2360、FAX561-2482
- 社会福祉協議会(大路二、キラリエ草津4階) ☎562-0084、FAX566-0377

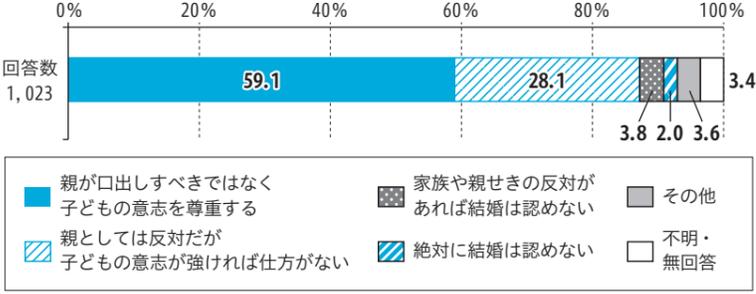
広報くさつ6月号11ページの「犯罪のない明るい社会を築くために」の保護司の一覧で「津田正雄」と記載していましたが「津田正慎」の誤りです。お詫びして訂正します。

すべての人を大切にするために

—「人権・同和問題」に関する市民意識調査の結果から—

問 人権センター(大路二、キラリエ草津3階) ☎563-1177、FAX563-7070

● 自分の子どもの結婚相手が被差別部落の人と分かった場合の対応



市では、令和5年度に「人権・同和問題」に関する市民意識調査を実施しました。今回は、調査結果の中から一部を紹介いたします。

被差別部落の人との結婚について

今回の調査結果では、子どもの結婚の意志を尊重するという割合が59.1%と、前回の

調査(平成30年度)の52.3%よりも6.8ポイント上昇しています。しかし、結婚に否定的な意識を持つている割合がいまだに約34%もあることは、まだまだ差別意識が残っていることの意味ではないでしょうか。いつ、自分や身近な人が差別される側、される側、またはその影響を受ける人など結婚差別の当事者になるか分からないことから、決して「他人事」ではない問題だといえます。

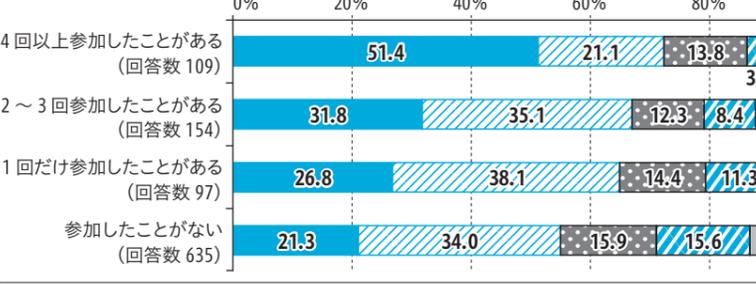
婚姻は本来、結婚する2人の合意のみで成立するものです。しかし、意識調査の結果にみられるように、自分が決めた生涯のパートナーが被差別部落出身であるという理由だけで、親など周囲の人に反対され、婚約が解消されてしまうという不合理な出来事が現実になっています。

ここでは結婚差別について取り上げていますが、さまざまな事柄でも、どこかのタイミングで自分の中の偏見や差別心が表面化し、知らず知らずのうちに身近な人を傷つけたり不幸にしたりすることがあるかもしれません。

自分が差別する側に
ならないために
不幸な人を作らないために

次に「被差別部落に対する忌避意識」について、人権学習の経験との関係に着目してみます。意識調査の結果では、人権に関する研修会や毎年各町

● 人権研修会・講演会への参加状況別にみる「被差別部落を忌避することが差別だ(被差別部落であることを理由に家を買うことをやめたことについて)」と考える人の割合



このことから、人権について学び、正しい知識を身に付けることで、誰もが安心して暮らせる社会につながっていくことが分かります。

これは同和問題(部落差別)に限った話ではありません。一人でも多くの人が人権問題を誰かの問題としてではなく、自分自身のこととして考える機会も大切ではないでしょうか。

市では、人権セミナーや人権のつどいなど、年間をとおして、さまざまな人権について学べる機会を設けています。詳しくは今後、広報くさつや市ホームページなどでお知らせしていきますので、ぜひご参加ください。

差別だと思う どちらかといえば差別だと思う 分からない
どちらかといえば差別だと思わない 差別だと思わない 不明・無回答

※町内学習懇談会などへの参加でも、同様の結果が出ています